

# 古代日本の謀反・謀叛について

——大逆罪・内乱罪研究の前提として——

新井 勉

はじめに——国家とは何か

一 一〇悪・八虐の謀反・謀叛

(一) 唐律一〇悪

(二) 養老律八虐

二 古代日本の謀反・謀叛

(一) 律令制度以前

(二) 律令制度盛期

おわりに

はじめに——国家とは何か

広く知られるように、大宝律令は全巻散逸した。養老律令は、令が注釈書の「令義解」や「令集解」の形で残っているが、律は散逸して一部しか残っていない。もつとも、早くから逸文の収集が行われてきたため、現在では養老律のかなりの部分がわかっている。この養老律を開くと、まず律目録があり、次に笞杖徒流死の五罪（唐律は五刑）が続く、さらに八虐（唐律は一〇惡）が続いている。最初の三つの罪名と構成要件（訓誥）は次のようである。<sup>1)</sup>

○養老律・八虐

一曰。謀 反。謂謀危國家（國家を危うくせんと謀るをいう）。

二曰。謀 逆。謂謀毀山陵及宮闕（山陵および宮闕を毀さんと謀るをいう）。

三曰。謀 叛。謂謀背國從偽（國に背き偽に従わんと謀るをいう）。

罪名の読みは順に、ムヘン、ボウタイギヤク、ムホンである。<sup>2)</sup> 謀大逆が「ム」タイギヤクでないのがおちつかないが、ムヘンもムホンも、平安後期の辞書『色葉字類抄』に和訓（読み）があるという。<sup>3)</sup> さらに、謀反の「反」と謀叛の「叛」の意味がどう違うのか気になるし、謀反の「國家」を危うくせんと謀ると謀叛の「國」に背き偽に従わんと謀るの、國家と國は同じ意味か違うのか気になる。

國は無論国の正字で、圜は國の則天文字である。国史大系本の養老律第一巻は江戸城紅葉山文庫旧蔵の写本を底本とし、写本の筆写者は金沢文庫所蔵本を書き写したらしい。<sup>4)</sup> とすると、鎌倉中期かその前から、八虐の「國」家の字と「圜」の字は字体が違っていたのかもしれない。国と、これに家をくみあわせた国家、これら二つの語に何か意味

の違いがあるのか。あったのか。

國は、四方の境を示す口(クニ)と、戈・口・一(一は土地を表す)の合字たる或(四境を戈で守る土地。この字もクニの意味)の合字だという。<sup>5</sup>家は、宀(屋根をたれたイエの意味)と豕(ブタやイノコ)の合字で、本来の意味は豕小屋。豢豕(家畜のブタ)の多産から転じて、人の集まっている所、すなわちイエをいう。<sup>6</sup>なお、豢(カン)の字は飼う、養う、の意味である。

国(國、圀)の字と、家の字の意味は、右のようである。国は四方に城壁を巡らした古代中国の都邑を想像すればよい。<sup>7</sup>それなら、国の字に家の字をくみあわせた国家という語は、どのような意味だったのか。少し考えればわかるが、七世紀中頃の唐朝永徽(永徽律令が大宝律令・養老律令の母法)の国家という語や、八世紀初め大宝・養老の頃の国家という語の意味したところが、一八世紀以降の国家の概念と同じであるはずがない。

謀反条の疏(注釈)は、謀反の条文について「謂。臣下将凶逆節。而有無君之心。不敢指斥尊号。故託云国家」と説明している。<sup>8</sup>これは「臣下まさに逆節(反逆)を凶らんとし、君を無みする(蔑ろにする)の心あり。あえて尊号を指斥(指し示す)せず、故に託して国家という」とよむ。古代史家の青木和夫氏は、この国家について「唐律では社稷。社稷も国家も直接に皇帝・天皇などの尊号を指称するのを憚ったもの」と説明している。<sup>9</sup>

しかし、右の説明の中に「国家」とは何か、何を意味するのか記述がない。養老令は、儀制令天子条が尊号の規定をおいている。すなわち、祭祀には天子、詔書には天皇、華夷(外交)には皇帝、上表には陛下と称し、服御(衣服をはじめ身の回りの品)には乘輿、行幸には車駕と称するのである。<sup>10</sup>陛下・乘輿・車駕の語は、天皇の代名詞とみてよい。この儀制令天子条には国家という語はみあたらない。

国家の意味は古代史家にとって注記するまでもない、周知のことなのかもしれない。あるいは、古代史家は国家の意味について意識することがないのかもしれない。諸橋轍次氏の『大漢和辞典』は、唐の太宗(七世紀前半)のとき編纂された『晋書』陶侃伝から「国家年少、不出胸懷」の句を引用している<sup>(1)</sup>。これは「天子年少にして、思いを口にださない」ことで、この国家は天子の別称である。

この点、中国・モンゴル史家の岡田英弘氏も、国家の語は「紀元二世紀の後漢の時代の漢文文献に現れるが、その時代の宮廷の用語では『国家』は皇帝個人を指す、口語的な言い方だった」と記している。さらに、国の字は「城壁をめぐらした都市」を意味し、日本語の国家を意味しない。国家の語は前漢時代の皇帝の別称たる「県官」を後漢になつていいかえたもので、県官も国家も「都市の主人」を意味する、と指摘している<sup>(2)</sup>。

謀反条の国家は、実は古代中国の皇帝の別称だった。このことをした上で、手元の国語辞典で謀反(ムヘン)の語をひくと、この辞典は「律に規定する八虐の第一番目の重罪。天皇を殺害し、国家を顛覆しようとする罪。君主に対する殺人予備罪。犯人は斬刑に処される」と詳しい語釈をふしている<sup>(3)</sup>。謀反が国家(天皇)を危うくせんと謀るといふ以上、それは普通の人(臣下)を危うくせんと謀る場合と違い、天皇その人に対する危害も、天皇の位に対する危害も含んでいる。いいかえると、謀反の概念は近代刑法学の大逆罪と内乱罪の両者を含んでいる。そのため「天皇を殺害し、国家を顛覆しようとする罪」というのはよい(王朝顛覆の方がさらによい)が、次に「君主に対する殺人予備罪」といってはぶち毀しである。確かに謀反は反を謀った段階(陰謀か予備)で成立するが、君主その人を対象とする場合に限っても、殺人・傷害の未遂・既遂も身体拘束・廢位の強制も謀反である。

一方、八虐の七番目の不孝条は、唐律一〇悪の不孝条に、同じ一〇悪の内乱条の「姦父祖妾」を併せて一条(八虐

の(一)としたものである<sup>15)</sup>。すなわち、近代天皇制国家の国家権力の防壁となった大逆罪・内乱罪の名称は、どちらも唐律一〇悪の謀大逆条・内乱条の語に由来する。これは、明治一三年刑法(旧刑法)の草案編纂のさい、フランスをはじめ欧州刑法を参照しながら「文字ノ用法ハ從來慣行ノ律文ニ依ルコト」を方針としたためである<sup>16)</sup>。

これも広く知られるように、明治一三年刑法は、第二編第一章に皇室に対する罪、第二章第一節に内乱に関する罪をおいた。皇室に対する罪は第一一六条「天皇皇后皇太子ニ対シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス」という条文が核心で、一般にこの犯罪を大逆罪とよんだ。内乱に関する罪は第一二一条「政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭窃シ其他朝憲ヲ紊乱スルコトヲ目的ト爲シ内乱ヲ起シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス」という条文が、一節中の中心である。四半世紀の後、明治四〇年刑法(現行刑法)は、第二編の第一章第七三条、第二章第七七条でそれぞれ旧刑法の第一一六条・第一二一条の構成要件を継承した<sup>17)</sup>。

ざっとみたところから見当がつくように、近代日本の大逆罪・内乱罪は、古代日本の律(元は唐律)の定める謀反の罪(一部は謀叛の罪)に相当している。そのため、近代日本の大逆罪・内乱罪の研究に手をつけるには、その前提として古代日本の謀反・謀叛の考察から始めなければならない。ところが、実務上必要性があつたのに学術上の関心は低かつたらしく、この分野は先行研究が乏しい。

先行研究中比較的容易に参照できるものの一つは、昭和三年(一九二八年)の『大逆罪に関する比較法制資料』の末尾にふされた、裁判官垂水克己氏の「日本叛逆罪立法の沿革」である<sup>18)</sup>。これは、律から明治四〇年刑法までの大逆罪・内乱罪に関する法令を集めたものである。今一つ、法制史家の滝川政次郎氏が昭和八年の雑誌に発表した「内乱罪・謀反罪の字義及び沿革」がある<sup>19)</sup>。これも、内乱罪を主として、ほぼ同種のものである。さらに、その後半世紀の

時をへて、今一つ優れた先行研究がある。これは、憲法学者の渡辺治氏が昭和五四年の雑誌に発表した「天皇制国家秩序の歴史的研究序説——大逆罪・不敬罪を素材として」という論文である。<sup>20</sup> この長大な論文の考察は、大逆罪より不敬罪に重点をおいている。もつとも、考察の前提として、天皇制国家秩序の形成過程における君主と国家の分離を論じるさい、唐律や養老律に遡って検討を行っている。

- (1) 新訂増補国史大系『律・令義解』新装版（吉川弘文館、二〇〇〇年）律・二頁。謀叛の「背園」を国史大系本の書き入れは「を」背き、とよんでいる。なお、第一版は一九三九年発行。
- (2) 小学館国語辞典編集部編『精選版日本国語大辞典』第三卷（小学館、二〇〇六年）八二頁、八虐の項。
- (3) 注(2)第三卷九〇〇頁。この辞典は謀反をムヘン、ボウヘンの二箇所にあげている（六〇四頁、八九九頁）が、ボウヘンとよむ典拠を示していない。謀大逆もムタイギヤクのはずで、果してボウタイギヤクとよむ典拠があるのか。
- (4) 注(1)律・凡例一〜二頁。
- (5) 諸橋轍次『大漢和辞典』修訂版第三卷（大修館書店、一九八四年）七三頁。
- (6) 注(5)第三卷一〇二二頁。家の字の成立は、大きく立派な羊が「美」の字となった話を想起させる。
- (7) 中国史家の宮崎市貞氏は、古く春秋時代には邑、邦、国という、多数の都市国家（周囲に城郭を廻らして人民がその中にすみ、耕地は城郭の外にある）があり、この都市国家が互いに覇権を争い、戦国時代に入る（紀元前四〇三年）と、どの君主も王号を称する、七雄国が領土国家に成長していった、と説明している。宮崎市貞『中国史』上巻（岩波全書、一九七七年）三八頁以下。
- (8) 注(1)と同じ。
- (9) 日本思想大系『律令』（岩波書店、一九七六年）一六頁。名例律の注解者は青木和夫氏。
- (10) 前掲『律・令義解』令義解・二〇五頁。ちなみに、乗輿は、乗輿御馬・乗輿御食・乗輿御書などと使う。

- (11) 注(5)第三卷七四頁。この『晋書』は唐の太宗の執筆した箇所があり、太宗御撰とも称される。
- (12) 岡田英弘『歴史の読み方』(弓立社、二〇〇一年)四二―四三頁。一般書のためか、何ら典拠を示していない。
- (13) 注(3)と同じ(第三卷八九九頁)。
- (14) 注(9)の『律令』一六頁で、青木和夫氏が謀反条に「君主に対する殺人予備罪」と注解をふした。本稿が参照する『精選版日本国語大辞典』の原型たる、日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典』第一九卷(小学館、一九七六年)謀反の項(二〇三頁)に「君主に対する殺人予備罪」という語釈はない。日本思想大系の『律令』発行後、国語学者が青木氏の注解を無批判に語釈に追加したに違いない。
- (15) 注(1)律・三―四頁。なお、国史大系本の用字は「奸」父祖妾。
- (16) 明治八年(一八七五年)九月二〇日、司法省刑法草案取調掛の起案の大意。早稲田大学鶴田文書研究会編『日本刑法草案会議筆記』別冊「刑法編集日誌」(早稲田大学出版部、一九七六年)四頁。
- (17) 明治四〇年刑法の第七三条を含む第二編第一章は、昭和二二年(一九四七年)刑法の一部を改正する法律(法一二四)により全面削除された。同じく第七七条は、平成七年(一九九五年)刑法の一部を改正する法律(法九二)により表記の平易化が行われた。しかし、第七七条が単なる表記平易化に止まったかどうか疑わしい。この点、新井勉「昭和後期・平成期の刑法改正(案)と内乱罪」(日本法学第七四卷第三号、二〇〇八年)参照。
- (18) 垂水克己訳『大逆罪に関する比較法制資料』(司法資料第一二五号、一九二八年)附録。このとき垂水氏は東京地方裁判所判事・司法省刑事局事務嘱託。後に大阪・東京の高等裁判所長官を歴任して、最高裁判所判事。
- (19) 滝川政次郎「内乱罪・謀反罪の字義及び沿革」(歴史公論第二卷第一二号、一九三三年)。滝川氏は後の律令学の権威。
- (20) 渡辺治「天皇制国家秩序の歴史的研究序説——大逆罪・不敬罪を素材として」(社会科学研究第三〇卷第五号、一九七九年)。

一 一〇悪・八唐の謀反・謀叛

(一) 唐律一〇悪

古代日本の謀反・謀叛の考察は、まず大宝・養老の二律の母法たる「唐律」の一瞥から始めることとなる。ここでみるのは、唐律の一〇悪である。七世紀中頃、唐で編纂された『隋書』刑法志は、六世紀初めの南朝の梁律を先駆として、六世紀中期の北朝の齊律が重罪一〇条を掲げたことを記し、さらに六世紀後期の隋律(開皇律)がこの北齊律に倣って、謀反、謀大逆、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不孝、不睦、不義、内乱の一〇悪の条をおいたことを記している。<sup>①</sup>一〇世紀中頃、後晋で編纂された『旧唐書』刑法志は、七世紀中期の貞觀律が隋の開皇律を踏襲して、一〇悪をおいたことを記している。<sup>②</sup>

唐律中著名なものには、七世紀前期の武徳律、中期の貞觀律・永徽律、後期の垂拱律、八世紀前期の神竜律、中期の開元律があり、官撰注釈書として著名なものには、六五三年の永徽律の「律疏」や七三七年の開元律の「律疏」がある。古くから珍重されてきた「唐律疏議」は開元律疏だという説が通説ながら、永徽律疏だという説もあり、決着をみていない。どちらにしても、唐律はこの「唐律疏議」の形で残っている。

唐律の一〇悪も、①謀反、②謀大逆、③謀叛、④惡逆、⑤不道、⑥大不敬、⑦不孝、⑧不睦、⑨不義、⑩内乱、である。これは、律の中で支配秩序を脅かす重大犯罪を選んで、律の冒頭に大書したものである。一〇悪は「一に曰く謀反」という本条と「社稷を危うくせんと謀るをいう」の注の形式で一〇並んでいる。①②③はそれぞれ罪名で、注が構成要件である。④以下はそれぞれ複数の罪名を一括りとして総称をふしたものである。

唐律疏議を開くと、まず疏議目録があり、次に名例律に入り、笞杖徒流死の五刑の五条が続き、さらに一〇惡の条が続いている。最初の三つの罪名と構成要件（訓読）は次のようである。<sup>(23)</sup>

○唐律・一〇惡

一曰。謀 反。謂謀危社稷（社稷を危うくせんと謀るをいう）。

二曰。謀 大逆。謂謀毀宗廟山陵及宮闕（宗廟、山陵および宮闕を毀さんと謀るをいう）。

三曰。謀 叛。謂謀背國從偽（國に背き偽に従わんと謀るをいう）。

まず謀反は反を謀る。反（そむく）の内容が注の「社稷を危うくする」で、謀については名例律の中に定義規定がある。称日者以百刻条の「謀と称するは二人以上。謀状彰明ならば一人と雖も二人の法に同じ」である。<sup>(24)</sup>

古代中国で建国のとき君主が壇を築いて祀った、土地の神を「社」といい、五穀の神を「稷」という。中国の歴代王朝は、王宮を背にして右に社稷二神、左に君主の祖先の靈を祭る御靈屋である「宗廟」をおき、王朝の最も重要な守り神とした。<sup>(25)</sup> 君主と社稷は関係が深いことから転じて、社稷とは君主のことをいう。謀反は不祥の条だから、尊号をさすのを憚ったのである。君主としての「王」という称号は古くからあったが、紀元前三世紀秦王嬴政が中原に覇を唱えると、王より上位の称号として「皇帝」を創始して、自ら始皇帝と称した。唐律一〇惡における社稷は、無論皇帝（天子）のことである。

この点、法制史家の滋賀秀三氏は、謀反条の疏「あえて尊号を指斥せず、故に託して社稷という」と、一〇惡六番目の大不敬条の疏「あえて尊号を指斥せず、故に乘輿に託して以てこれをいう」が同じ構文だから、社稷が「乘輿と同様、婉曲に皇帝を指す言葉であることは疑ない」という。その上で、社稷は「乘輿と異なって、皇帝の人身とその

主権とが不可分的に含意される。現在の皇帝の廢位・殺害を直接目指さないしは窮極的にそれに連なる性質の暴力の行使——現王朝そのものの顛覆を意図する場合もありそうでない場合もあり得る——それが『反』であり、その予備・陰謀が『謀反』である」と敷衍している<sup>26</sup>。すなわち、社稷に対する攻撃は殺害・廢位という皇帝その人に対するものと、反乱・兵乱という皇帝の位に対するものと、二者を含んでいるのである。後者は、現王朝の権力に対する攻撃であり、究極の形態は現王朝の顛覆を目的とし、王朝の交代に至るものである。

謀反は反を謀った(陰謀か予備の)段階で成立する。疏議を参照すると「案ずるに公羊伝に云う。君親に将(まさ)にせんとす)なし。将すれば必ず誅すと。謂うところは、まさに逆心あつて君父を害せんとする者、則ち必ずこれを誅するなり」と記している<sup>27</sup>。これは、疏議が紀元前戦国時代の「公羊伝」の記述をひいて、反はそれを謀っただけで誅する(殺す)のだ、と注釈をふしたものである。

一〇悪のうち、①②③は本条が罪名、注が構成要件を定め、賊盜律の中に刑罰を定める条文をおいている。④以下は複数の罪名を括って総称をふしたもので、それぞれ各律の中に構成要件と刑罰を定める条文をおいている。①②については、賊盜律謀反大逆条が二つの罪を一つに括って刑を定めている。この刑罰規定の中で重要箇所は次のようである<sup>28</sup>。

#### ○唐律・謀反大逆

すべて謀反(謀るだけで)および大逆(実行に移すと)は皆(首従の別なく)斬。父子(むすこ)年十六以上は皆絞。十五以下および母女(むすめ)妻妾(子の妻妾また同じ)祖(祖父)孫兄弟姉妹、もしくは部曲(私家の隸属民)資財田宅は並びに没官(没収)せよ。伯叔父兄弟の子は皆流三千里。それ謀大逆は(首は)絞。

二番目の謀大逆は大逆を謀る。大逆の内容が注の「宗廟、山陵および宮闕を毀す」で、疏議は三者に注釈をふしている。<sup>29)</sup> 簡単にいうと、宗廟は皇室の祖先の霊を祭る御霊屋、山陵は歴代皇帝の墳墓、宮闕は皇居である。謀反の比喩の語（社稷）に対して、謀大逆は皇帝の權威を示す重要な建造物・築造物を具体的に列挙している。謀反の重大性に比べると、これらを毀すこと自体は軽小な犯罪である。刑罰は賊盜律謀反大逆条が定めている。

三番目の謀叛は叛を謀る。叛（そむく）の内容が注の「国に背き偽に従う」である。叛は半（分れる）と反の合字で、本来の意味は離反する。<sup>30)</sup> 謀反・謀叛を区別する反・叛の違いについて、滋賀秀三氏は「反・叛両字の差は、反は面をむけなおして攻めて来る貌、叛は背をむけて去って行く貌、たる点に求められるであろう。反は皇帝権力の中枢部に起りやすく、叛は外縁部に起りやすいであろう」と明快である。<sup>31)</sup> 疏議は「人あつて本朝に背かんと謀り、まさに蕃国に投ぜんとす。あるいは城を翻して偽に従わんと欲し、あるいは地を以て外に奔らんと欲す」と例示して、<sup>32)</sup> 武官が守備する城をあげて、文官が支配する土地をあげて、偽（正統ならざる王朝）に服従せんとする場合や、外（周辺の蕃国）に出奔せんとする場合を記している。ちなみに、滋賀氏は、賊盜律謀叛条の疏により「一地を占拠して官軍に対して徹底抗戦すれば、もはや叛でなく反となる」とも指摘している。<sup>33)</sup>

謀叛罪の刑は、賊盜律謀叛条が定めている。この刑罰規定の中で重要箇所は次のようである。<sup>34)</sup>

#### ○唐律・謀叛

すべて謀叛（謀るだけで）は（首は）絞。すでに上道したら（実行に移したら）皆（首従の別なく）斬。妻子は流二千里。もし部衆（部下）百人以上を率いたら、父母妻子は流三千里。

(二) 養老律八虐

さて、唐律の一〇悪、その三カ条を一瞥したのに続き、次に「大宝律・養老律」の八虐をみよう。古代史の通説によると、大宝律は大宝元年（七〇一年）令と一緒に成立し、翌年施行された。養老律は養老二年（七一年）これも令と一緒に成立したが、施行されたのは天平勝宝九年（七五七年）のことである。どちらも、七世紀後期から強力に推進された強大な王権確立の過程で編纂されたものである。

大宝律も養老律も冒頭に八虐の条をおいた。おそらく二律の八虐は同じ内容だと考えられる<sup>(35)</sup>。虐は悪の言い換えである。八虐は、一〇悪から⑧不睦、⑩内乱の二つを除いたもので、①謀反、②謀大逆、③謀叛、④惡逆、⑤不道、⑥大不敬、⑦不孝、⑧不義、の八つである。最初にみたように、八虐も「一に曰く謀反」という本条と「国家を危うくせんと謀るをいう」の注の形式で並んでいることは、一〇悪と同じ。

唐律と養老律の①②を並べると、容易にわかるが、一〇悪を八虐として継受するさい、編纂者は謀反条の注「謂謀危社稷」の社稷を削り、謀大逆条の注「謂謀毀宗廟山陵及宮闕」の宗廟を削った。社稷も、宗廟も、古代日本に実物がない以上、右から左へ模倣することはできなかった。もつとも、宗廟は削除してすむが、社稷は削除しただけではすまないから、古代中国の皇帝の別称たる「国家」をそこにもってきたのである。

養老律令の編纂者の場合と違い、大宝律令の編纂者は『続日本紀』をみるだけで、養老律令編纂者に数倍する人の氏名がわかる<sup>(36)</sup>。その中には、伊岐博得ら渡唐経験者がいるし、唐から渡来した薩弘恪をはじめ、渡来系氏族の出身者が何人もいる。大宝律（養老律も）の編纂者は、国家が皇帝の別称だということをよくしっていた。よくしっていたから、社稷の代わりに国家をもってきたのである。ごく安易に代置したのである<sup>(37)</sup>。

次に唐律と養老律の③を並べると、注の「謂謀背國(圜)從偽」は同じである。広大な中国大陸にあつては、中原の古代帝国の内部にすら遠隔の地に偽王朝が出現する虞れがあつたし、途方もなく長い国境の外部に数しれぬ蕃族が犇めいていた。古くから中原諸国はそれら蕃族を、蛮、夷、戎、狄と称した。狭小といえ古代日本にも、大和盆地に本拠をおく中央権力の支配に服さない、南九州や関東地方以北の地域が存在した。

次に①②③の刑罰が唐律と養老律で違いがあるかどうか。養老律も①②は賊盜律謀反大逆条、③は賊盜律謀叛条が刑罰規定をおいている。謀反大逆条では、養老律の方が縁坐する親族の範囲が狭いし刑も軽い。なお、養老律は条末に「謀毀大社者徒一年。毀者遠流」として、唐律にない規定を追加している。この大社はおそらく伊勢神宮をさしている。謀叛条でも、養老律の方が同じく縁坐する親族の範囲が狭い。

#### ○養老律・謀反大逆

およそ謀反および大逆は皆斬。父子もしくは家人資財田宅は並びに没官。祖孫兄弟は皆遠流に配せ。それ謀大逆は絞。大社を毀さんと謀れば(首は)徒一年。毀せば(首は)遠流。

#### ○養老律・謀叛

およそ謀叛は絞。すでに上道したら皆斬。子は中流。もし部衆十人以上を率いたら、父子は遠流に配せ。

ここで編纂者が削った、唐律一〇悪の一つ、内乱条もみておこう。<sup>(39)</sup>近代日本が「内乱」を古代の謀反の概念を示す語として使用しはじめたためである。

#### ○唐律・一〇悪

十曰。内乱。謂姦小功以上親。父祖妾。及与和者(小功以上の親、父祖の妾を姦し、およびともに和する者を

いう）。

小功というのは、親族の親疎の順に斬衰、斉衰、大功、小功、緦麻という、中国の五服（服は喪につく）の一つである。各等級で喪服（の生地や裁縫の型）と服喪期間が異なり、喪服の名称が等級の名称となった<sup>(40)</sup>。唐律は、親族中かなり広い範囲の女性や父・祖父の妾と通じることを大書して、倫理紊乱として禁止した。しかし、中国と違い同姓不婚の慣習のない古代日本は、内乱条の「姦父祖妾」を他の虐に回し、残りを削ってしまったのである。

(21) 内田智雄編『訳注続中国歴代刑法志』補訂版（創文社、二〇〇五年）二七頁、六一頁、八八頁。北斉律と同じ六世紀中期の北周律の重罪については七〇頁、七三頁参照。

(22) 注(21)一四四頁。

(23) 律令研究会編『訳註日本律令』第二卷・律本文篇上卷（東京堂出版、一九七五年）四三〜四四頁。

(24) 前掲『訳註日本律令』第五卷・唐律疏議訳註篇一（一九七九年）三二八頁。この唐律疏議訳註篇一（名例）の著者は滋賀秀三氏。

(25) 前掲『大漢和辞典』修訂版第八卷（一九八五年）四一八頁。

(26) 注(24)三三〜三四頁。

(27) 注(24)三三頁。滋賀秀三「訳註唐律疏議」①（国家学会雑誌第七二卷第一〇号、一九五八年）六三頁。

(28) 前掲『訳註日本律令』第七卷・唐律疏議訳註篇三（一九八七年）五九〜六一頁。この唐律疏議訳註篇三中（賊盜）の執筆者は中村茂夫氏。謀反大逆条の中村氏の解説は、六六〜六七頁。

(29) 注(24)三四〜三五頁。滋賀・前掲「訳註唐律疏議」①六四頁。

(30) 前掲『大漢和辞典』修訂版第二卷（一九八四年）七一〇頁。

(31) 滋賀・前掲「訳註唐律疏議」①六五頁。

(32) 注(24)三六頁。

(33) 注(32)と同じ。賊盜律謀叛条の疏は「それ城隍を攻撃し、よつて即ち(奪つた城隍で官軍に)拒守したら、自ずから反法による」である。注(28)七六頁。

(34) 注(28)七四〜七六頁。謀叛条の中村氏の解説は、七八〜七九頁。

(35) さしあたり、前掲『律令』の青木和夫氏の補注「八唐の沿革と構成」(四八七頁) 参照。

(36) 新日本古典文学大系『続日本紀』第一巻(岩波書店、一九八九年)二八〜二九頁。井上光貞氏・早川庄八氏の補注「大宝律令撰定者」(二八九〜二九一頁)。

(37) 渡辺治氏は、古代日本の編纂者が「社稷」の語を削ることにより「それに伴つて『唐律疏議』中にあつた国家存立の正統性イデオロギーも切り捨てられることになった」と重要な指摘をしている(前掲「天皇制国家秩序の歴史的研究序説」一〇三頁)が、渡辺氏も論文も「国家」が皇帝の別称であることをしらない。

(38) 前掲『律・令義解』律・五五〜五六頁、五六〜五七頁。

(39) 注(23)五二頁。内乱罪の刑は、雑律の姦總麻親及妻条、姦從祖母姑条、姦父祖妾条により、軽きは徒三年から重きは絞に至る。前掲『訳註日本律令』第三巻・律本文篇下巻(一九七五年)七五〇〜七五二頁。

(40) 詳しくは、注(24)唐律疏議訳註篇「冒頭に掲載される、滋賀秀三氏の「親族称谓および服制について」参照。

## 二 古代日本の謀反・謀叛

### (一) 律令制度以前

広く知られるように、養老律令の成立と同じ頃、養老四年(七二〇年)に『日本書紀』が成立をみた。編纂の過程は必ずしもはっきりしないが、古代史の通説によると、天武一〇年(六八一年)朝廷が帝紀・上古諸事の検討や記録

を始めたのが、編纂の濫觴だという。その後、持統・文武・元明・元正の四代、四〇年の歳月を要した。この編纂者の中にも、渡唐経験者や渡来系氏族の出身者がいたという。<sup>(1)</sup>

一〇悪・八虐の謀反を論じてきた序でに、まずこれに関係するものとして『日本書紀』のうち目についた、垂仁紀の「皇后母兄狭穗彦王謀反、欲危社稷」という記事、履中紀の「汝与仲皇子共謀逆、将傾国家」という記事<sup>(2)</sup>、二つをみることから始めよう。前者は、垂仁四年(世紀不明)皇后狭穗姫の同母兄狭穗彦王が逆心を起し、天皇を刺殺せよと狭穗姫に匕首を渡す話の書き出しの場面である。後者は、履中元年(五世紀頃か)前年の住吉仲皇子の反乱に荷担した阿曇浜子を、天皇が「罪は死にあたる」と断罪しながら鯨刑に処する(顔に入れ墨をする)場面である。ここには、唐律の「社稷」と大宝律(養老律)の「国家」が混在している。この混在を以て、垂仁紀・履中紀の成立時期が大宝律公布の前後に分れると推測したり、履中紀編纂者に渡唐経験者や渡来系氏族出身者が含まれるのではないかと推測したりすることは、何ら意味がない。全三〇巻に及ぶ『日本書紀』の各部分が作成され漢籍により全体の文章が整えられたのは大宝律公布後のことだろうし、社稷と国家の違いくらいで各紀編纂者の渡唐経験や出自がわかるものではない。混在は律令制度の発足と歴史書の編纂がほぼ時期を同じくしたためである。

神話の中の天皇のうち、第一〇代崇神天皇は御肇国(はつくにしらす)天皇の呼称をもっている。これは崇神天皇を初代の大王だと編纂者が捉えた歴史意識の投影ながら、事実かどうかは不明である。第一二代景行天皇は日本武尊に命じて熊襲や蝦夷を征討させたことで知られている。これも景行天皇の代に朝廷の支配が全国に及んだとみる編纂者の歴史意識の所業だろう。この景行紀の中に次の記事がある。<sup>(3)</sup>

○『日本書紀』景行紀

十二年秋七月、熊襲反之不朝貢（熊襲反いて朝貢せず）。

廿七年秋八月、熊襲亦反之、侵辺境不止（熊襲また反いて、辺境を侵してやまず）。

卅 年夏六月、東夷多叛、辺境騒動（東の夷多く叛いて、辺境騒ぎ動く）。

大宝律（や養老律）に従えば、熊襲や蝦夷（東夷）の離反には「叛」の字をあてるところを、編纂者は「反」の字も用いている。熊襲と蝦夷の支配・服属の形態に質的な違いがあったのかもしれない。しかし、景行四三年日本武尊の病没をきいた天皇が「我が子小碓王（武尊の本名）昔熊襲の叛きし日に、いまだ総角（一七、八歳少年の髪形）に及ばないのに、久しく征伐に煩い」などと嘆く記事があり、原文には「昔熊襲叛之日」とある。<sup>43</sup>熊襲に対する二字の混在は、編纂者が反と叛の二字を正確に区別しなかったのかもしれないし、あるいは、八〇〇年の歳月に及ぶ伝写の過程で二字が紛れたのかもしれない。<sup>45</sup>

一方、雄略七年（五世紀後半）任那の吉備田狭が新羅と結んだとき、天皇から新羅攻撃を命じられた弟君（田狭の子）が大島で荏苒日を送るのを見て、婦の樟媛がこの謀叛を憎んで夫の弟君を殺した。原文は樟媛が「悪斯謀叛」とあり、そこに青木和夫氏が「律では天皇に対するを謀反、国家に対するを謀叛と区別。ここは後者」と注解をふしている。<sup>46</sup>すなわち、この謀叛は現王朝からの離反を示すものとして、正確に用いられたのである。

雄略紀の吉備弟君の謀叛や、樟媛の弟君殺害の話は、事実かどうかわからない。あるいは『日本書紀』の編纂者の創作かもしれない。これに対して、斉明紀の伝える有馬皇子の場合は、周到な畏にはめられたにしても、謀反の事実があったのだろう。斉明四年（六五八年）有馬皇子は、蘇我赤兄の策略にのせられ、拳兵の意思を口にした。皇子は捕縛され、天皇一行の滞在する紀州牟婁温湯に護送された。中大兄皇子が自ら「何故謀反」かと訊問し、皇子は謀反

の事実を否定した。朝廷は皇子を絞刑に処し、二人を斬刑、二人を流刑に処した<sup>47</sup>。この事件は、一般に、中大兄皇子が有馬皇子を排除したものだ、と位置づけられている。

類似の事件として、大津皇子の謀反がある。朱鳥元年(六八六年)強大な王権を築き上げた天武天皇が崩じ、飛鳥浄御原宮の南庭で(本葬前の)殯りの儀式のさい「大津皇子、謀反於皇太子」が発覚した。律の社稷や国家の概念は皇太子を含まない。しかし、皇后の称制(君主権の執行)の下で、朝廷は皇子を捕縛し自死させた<sup>48</sup>。自死は拒んでも力で自死させるのだから、実際は死刑である。なお、この皇太子は天皇と皇后(後の持統天皇)の第一皇子たる草壁皇子で、天武紀は一〇年(六八一年)皇子の立太子の記事をのせている<sup>49</sup>。もともと、皇太子制の成立はそれより少し後のことだと推測されるから、皇太子の称号もおそらく『日本書紀』編纂者の修飾だろう。

有馬皇子の事件も、大津皇子の事件も、時の権力者が邪魔になる皇子を皇位継承候補者から排除したという、構図は同じである。皇位継承をめぐる紛争を有利に回避するため、持統天皇は皇太子の制度を導入した。これは天皇在位中に次の皇位継承者を決定しておくもので、持統十一年(六九七年)故草壁皇子と阿閉皇女(後の元明天皇)の皇子たる珂瑠皇子(後の文武天皇)を最初の皇太子の地位につけたのである<sup>50</sup>。

ここで『日本書紀』の中から、内乱の記事をみておこう。一〇悪の内乱が本来の意味で用いられた例として、有名な木梨軽皇子・軽大娘皇女の話が伝えられている。允恭二十四年(五世紀頃か)夏、天皇の膳の羹汁が凍って氷となる異変があった。卜者は「内乱あり。蓋し親々相奸するか」と占った。そのため、二人の関係が発覚した。この親々はハラカラドチとよみ、ここでは同母の兄妹をいう。皇子は儲君(皇太子)なので罰することができず、皇女を伊予へ配流したのである<sup>51</sup>。ちなみに、皇子は容姿が優れ、同母妹の皇女も優れた美貌をもち、皇子が思い焦がれて通じたと

いう。

現在の意味の内乱の例がないかと探すと、崇峻紀に一つある。崇峻五年（五九二年）十一月、蘇我馬子が東漢駒を使喚して天皇を殺害させた。遺体はその日のうちに埋葬させた。馬子は筑紫へ駆使（早馬）を送り、任那奪回のため派遣してある軍勢の将軍らに「内乱により、外事を怠るなかれ」と伝え、軍勢の動揺を来さないよう手立てを講じたのである。<sup>(52)</sup>

## （二）律令制度盛期

六国史の二番目の『続日本紀』は、大雑把にいつて前半と後半の編纂の過程を異にする。併せて四〇巻の『続日本紀』が成立をみたのは、延暦一六年（七九七年）のことである。天皇の代数で淳仁・光仁・桓武の三代、これも四〇年の歳月を要した。時代は恰も大宝律令・養老律令の盛期といつてよく、全四〇巻に及ぶ大量の記事は謀反が（もしあれば謀叛も）出来したときどのような法的処理が行われたかを考察するのに適している。

①最初にとりあげるのは、天平改元前夜の長屋王の変である。神亀六年（七二九年）二月一〇日、数人の下級官人が朝廷に、左大臣長屋王が「私学左道、欲傾国家」と密告した。長屋王が私かに邪道を学んで、国家（聖武天皇）を危うくせんとしている、というのである。即夜朝廷は兵力を以て王の邸宅を包囲し、一日朝舎人親王らを派遣して罪を窮問し、一二日王をして自尽させた。このとき正室の吉備内親王、子息の膳夫王、桑田王、葛木王、鉤取王らが自経（縊死）した。一七日朝廷は官人七人を流に処して処分を終了し、一八日王の弟の鈴鹿王をはじめ、王の子息の安宿王、黄文王、山背王（三人は藤原不比等の女の生んだ子）ら縁坐するべき人々を赦免した。<sup>(53)</sup>

これは『続日本紀』の記事である。大宝律の賊盜律謀反大逆条(養老律と同じだろうから)は、謀反を犯すと首従の別なく斬に処するが、縁坐は父子(没官に処する)にしか及ばざない。実際は長屋王は自尽に止められたが、妻と子らは自経においこまれた。大宝令の獄令決大辟条(養老令と同じだろうから)は大辟(死刑)は五位以上の官人と皇族は悪逆以上でなければ家で自尽することを聴すと定めているから、王が八虐中第一の謀反の罪で自尽を聴されたのは特別の扱いである。しかも、一方で唐律の謀反大逆条を想起させるかのように、正室の内親王所生の膳夫王らは自経においこまれながら、他方で妾の一人不比等の女所生の安宿王ら縁坐するべき人々(同じく自経においこまれてよい人々)が赦免されたという、極端に異なる扱いから推測すると、藤原氏を中心とする勢力が長屋王を強引に朝廷から抹殺した構図がみえてくる。

強引にというのは、時の最上位の権力者が密告によって僅かに正史に名を残す下級官人らの行為により易々と抹殺されたためである。平安初期薬師寺の僧景戒の『日本靈異記』は、元興寺大法会のさい長屋王が笏で貧相な一沙弥の頭をうち傷つけた。大法会の参会者がこれをみて鬻蹙した。二日後密告者があり、王は自殺し、死骸は平城京の外で焼き碎かれ河に流された、という話を記している。この因果応報譚の中では、王は殺されるよりはと、子らに毒菓をのませ縊り殺した後で、自分も服毒自殺したこととなっている。<sup>(55)</sup> 景戒の記す話がどの程度事実を含んでいるのかわ不明ながら、法的処理が律の定めるとおりでなかったことを示している。

②同じ構図の事件が、奈良後期の井上内親王廢后・他戸親王廢太子事件である。これは一人の下級官人が自首したことに端を発した。宝龜三年(七七二年)三月二日、光仁天皇は皇后の井上内親王を巫蠱(まじないで人を呪う)による謀反の罪にとい、皇后位から退けた。内親王は聖武天皇の皇女。側近者二人は斬を免し遠流とした。続いて五月

二七日、天皇は内親王の「魘魅大逆之事」が繰り返し発覚し、その子の他戸親王を皇太子の位におくことができな  
として、これも皇太子位から退けたのである。<sup>(56)</sup>この魘魅大逆は、養老律の賊盜律魘魅条が「およそ憎悪するところが  
あつて、魘魅（人形）を造り、および符書（まじないの札）を造り、咒詛して以て人を殺さんとしたら、各々謀殺を  
以て論じ二等を減じよ。もし乗輿（天皇）に浴れば、皆絞せ」と定めている。<sup>(57)</sup>すなわち、廢后事件は正確には皇后の  
魘魅謀反と記されるべきである。犯人は皆絞のところを廢后されるに止まったのは、特別の扱いである。後に（宝龜  
六年四月二七日）廢后・廢太子は幽閉地で同じ日に没した。<sup>(58)</sup>同じ日というから、自然死ではないだろう。事件の背後  
に、山部親王（後の桓武天皇）立太子を実現させた藤原氏の群像が見え隠れするのである。

③長屋王の変や井上内親王廢后事件がでつち上げを疑われるのに対して、謀反の事実が確かにあつたと認められる  
のは、奈良中期の橘奈良麻呂の変である。天平勝宝九年（七五七年）六月二八日の山背王の密告などにより、朝廷は  
橘奈良麻呂一派の数人を捕えて訊問し、謀反の企てを把握した。それは、奈良麻呂らが七月二日夜四〇〇〇人の精兵で  
挙兵し、孝謙天皇や皇太子大炊王（後の淳仁天皇）の滞在する田村第（紫微内相藤原仲麻呂の私邸）を包圍し、内相  
を殺し、皇太子を廢し、続いて皇太后（光明子）宮を占拠し、天皇御璽などを奪つた後、天皇を廢し、塩焼王・道祖  
王・安宿王・黄文王の中から選んで即位させる、などというものである。嚴重な警戒の下、四日朝廷は奈良麻呂らを一  
網打尽とし、九日謀反に関与した嫌疑で藤原乙繩（右大臣藤原豊成の子）の身柄を拘束した。<sup>(59)</sup>ここに謀反の企ては  
潰え、奈良麻呂らは全員獄に下つたのである。

孝謙天皇の朝廷が（大宝律令に代えて）養老律令を施行したのは、天平勝宝九年五月二〇日のことである。これに  
より、橘奈良麻呂らは養老律を以て処断されるべきだった。養老律の賊盜律謀反大逆条は、反を謀つた段階（陰謀か

予備の段階)で首従の別なく斬に処する。ところが、この変の経緯を詳細に記す『続日本紀』は、法的処理の入り口で、黄文、道祖、大伴古麻呂、多治比犢養、小野東人、賀茂角足ら「並杖下死」と記している<sup>(60)</sup>。養老令の獄令察獄之官条は、確かに拷掠による訊問(拷問)を許している<sup>(61)</sup>。しかし、律の法文上拷問しないはずの道祖王(天平勝宝九年三月廢太子)や黄文王をはじめ、鎮守府將軍大伴古麻呂らが皆、拷問の杖により撲殺されたというのは、異常な刑事手続きである。朝廷はその上で、安宿王を佐渡、佐伯大成を信濃、大伴古慈斐を土佐へ流し、藤原豊成・乙繩父子を左遷した。その他、奈良麻呂一派で処罰された(流罪か)者は四四三人に上った<sup>(62)</sup>。

問題は、橘奈良麻呂の最期である。不思議なことに首謀者の奈良麻呂が斬に処されたのかそうではないのか、浩瀚な『続日本紀』のどこを捜してもわからない。この『続日本紀』の前半二〇巻は、奈良中期に藤原仲麻呂の下で編纂された「曹案」全三〇巻が原型となっている。橘奈良麻呂の変について記す『続日本紀』の天平宝字元年(天平勝宝九年)紀は、この「曹案」第三〇巻にあたる。奈良後期の光仁天皇のとき「曹案」を編纂しなおしたとき、第三〇巻は亡失していたという。仲麻呂らが滅亡して、奈良麻呂らの関係者が朝廷に返り咲く中で、天平宝字元年紀は新たに書き直すしかなかった。結局、次の桓武天皇の代になって天平宝字元年紀を増補し、前に編纂されていた後半二〇巻に併せて全四〇巻の編纂を終了した<sup>(64)</sup>。この編纂の複雑な過程で奈良麻呂の最期は削られたまま、書き記されることがなかった。通説は、奈良麻呂も杖の下に撲殺されたのだという<sup>(65)</sup>。

④奈良後期の和氣王事件は、小さな謀反である。和氣王は舍人親王の孫で、藤原仲麻呂の謀反を密告し、その功により参議・兵部卿となった。天平神護元年(七六五年)八月一日、和氣王が皇位を窺い、紀益女に称徳天皇・道鏡を呪詛させた、という嫌疑が濃厚となった。朝廷は王を伊豆へ流す途中、絞殺した。益女も絞殺した。さらに王の謀議

に参加した嫌疑で、上級官人数人を左遷し事実上の流罪とした。<sup>(66)</sup>

⑤奈良末期の氷上川継事件も、同じく小さな謀反である。川継は塩焼王（藤原仲麻呂の偽帝）と不破内親王（聖武天皇の女）の子で、血筋は一級ながら因幡守という中級官人である。資人の大和乙人が私かに兵仗（武器）をおびて宮中に闖入（乱入）したところを捕えられた。乙人の自供によると、天応二年（七八二年）閏一月一日夜、川継が衆を聚めて宮中に入り、朝廷（桓武天皇）に危害を加えようとしている、というのである。朝廷は、逃走した川継を捕え、法により処断すると罪は極刑となるが、諒闇（光仁崩御の喪）の始めだからとして死一等を減じ、川継を伊豆へ流し、内親王と川継の姉妹を淡路へ流した。一八日三方王らを左遷し、一九日大伴家持らを解任した。<sup>(67)</sup>

⑥謀反が大きな反乱となったのは、藤原広嗣の乱である。天平一二年（七四〇年）九月三日、広嗣は大宰府で挙兵した。右大臣橘諸兄を支える玄昉・吉備真備を除くことを朝廷に求めた。朝廷は、武官大野東人を大將軍とし、五道の兵を徴発して、広嗣征討を命じた。一〇月九日、板櫃河畔で両軍が対峙したが、広嗣軍から降服者が続出し、征討軍が勝利した。そのため広嗣は九州脱出を図ったが失敗し、征討軍に捕えられた。十一月一日、肥前松浦郡で東人の命により征討軍々兵が広嗣を斬った。十一月三日、聖武天皇は、東人に広嗣の罪が顕露（明白）だから法により処決せよ（斬れ）と命じたが、軍事行動の最中のことであり、既に処刑が終っていた。<sup>(68)</sup>

藤原広嗣の乱の法的処理は、天平一三年紀に詳しい。すなわち、死罪（斬）二六人、没官五人、流罪四七人、徒罪三二人、杖罪一七七人。<sup>(69)</sup>

⑦それほど大規模ではないが、平城京を震撼させたのは、奈良後期の藤原仲麻呂の乱である。恵美押勝の乱という方が、あるいは通りがよいかもされない。乱の原因は、道鏡を寵愛する孝謙上皇と、淳仁天皇を擁する仲麻呂、二人

の不和である。和氣王や下級官人らの密告をしいたかどうか、天平宝字八年(七六四年)九月一日、仲麻呂が挙兵した。仲麻呂は天皇御璽などの争奪に敗れ、近江へ走った。追討軍が勢多橋を焼き落したため、仲麻呂は湖西を北上した。途中、氷上塩焼(塩焼王)を皇位につけた。一八日高島郡で両軍の激戦が繰り広げられ、仲麻呂軍が敗北した。追討軍々士が仲麻呂を斬った。追討軍は仲麻呂の妻子・塩焼・徒党の人、併せて三四人も斬った。<sup>(70)</sup>

一〇月九日、孝謙上皇は淳仁天皇を廢し、淡路へ流した。仲麻呂の一派とみて、船親王を隱岐へ、池田親王を土佐へ流した。その上で上皇は重祚した。称徳天皇である。

(41) 日本古典文学大系『日本書紀』上卷(岩波書店、一九六七年)冒頭の「解説」二三頁。この項(漢籍との関係)の執筆者は小島憲之氏。

(42) 注(41)二六一頁、四二五頁。垂仁天皇(大王)の实在は疑わしく、履中天皇(大王)の实在を疑う見方もある。履中天皇は倭の五王の一人に比定されることがある。

(43) 注(41)二八七頁、二九九頁、三〇一頁。

(44) 注(41)三二〇〜三二二頁。

(45) 日本古典文学大系本の『日本書紀』は、天理図書館所蔵の卜部兼右本を底本とする。卜部家に伝えられた写本が室町後期の争乱の中で紛失した。そこで、卜部家本を書き写した三条西(実隆)本を卜部兼右が書き写し、他の諸本と対校した校訂本がそれである。天文年間(一六世紀中頃)浄書終了。同書上卷「解説」二六頁。

(46) 注(41)四七六〜四七七頁。長く引用すると「弟君之婦樟媛、国家情深、君臣義切、忠跡白日、節冠青松、悪斯謀叛、盜殺其夫、隱埋室内」である。国家の情(こころ)深く、君臣の義(ことわり)切なり。この「国家」は天皇ではなく、おそらく單純に「くに」をさしている。前掲『大漢和辞典』修訂版第三卷七四頁、国家の項。

- (47) 日本古典文学大系『日本書紀』下巻(一九六五年)三三四〜三三五頁。下巻が上巻より早く発行された。
- (48) 注(47)四八〇〜四八一頁、四八六〜四八七頁。
- (49) 注(47)四四四〜四四五頁。
- (50) 大平聡「古代の国家形成と王権」三〇〜三二頁。大津透編『王権を考える』(山川出版社、二〇〇六年)所収。珂瑠皇子は軽皇子とも記される。
- (51) 注(41)四四六〜四四九頁。允恭天皇(大王)は倭の五王の一人。なお、軽大娘(皇女)はカルノオオイラツメとよむ。
- (52) 注(47)一七〇〜一七一頁。東漢(駒)の姓はヤマトノアヤとよむ。
- (53) 前掲『続日本紀』第二巻(一九九〇年)二〇四頁以下。膳夫、安宿、黄文(王)は順に、カシワデ、アスカベ、キフミとよむ。
- (54) 前掲『律・令義解』令義解・三二三頁。この決大辟条は、死刑を市(東西の市や諸国の市)で執行せよと定めている。
- (55) 日本古典文学大系『日本書紀』(岩波書店、一九六七年)一七二頁以下。
- (56) 前掲『続日本紀』第四巻(一九九五年)三七二頁以下。なお、他戸(親王)はオサベ、巫蠱はフコとよむ。
- (57) 前掲『律・令義解』律・六三〜六四頁。この厭魅条で、厭(魘)魅はエンミ、呪(呪)詛はジュソとよむ。
- (58) 注(56)四五〇〜四五二頁。
- (59) 前掲『続日本紀』第三巻(一九九二年)一九四頁以下。天平勝宝七年から九年は、正確には、天平勝宝七歳、八歳、九歳と記すべきである。天平勝宝九歳八月一日、天平宝字と改元。道祖(王)はフナドとよむ。
- (60) 注(59)二〇六〜二〇七頁。多治比攢養、小野東人、賀茂角足の名は順に、コウシカイ、アヅマヒト、ツノタリとよむ。
- (61) 前掲『律・令義解』令義解・三三四頁。拷も掠も、罪を白状させるために杖・笞でうつことを意味する。この察獄之官条は、拷問は二〇日を隔てて行い、三度をこえてはならないと定めている。
- (62) 養老律の断獄律議請減不合拷訊条、前掲『律・令義解』律・一七三頁。議は刑事上の六議の特典、請は六議の親族・中級官人の特典、減は下級官人の特典をいう。

- (63) 注(59)二〇六頁以下、二二二頁以下、注(56)二九〇～二九三頁(続日本紀第四卷)。大伴古慈斐の名はコシビとよむ。
- (64) 前掲『続日本紀』第一卷所収、笹山晴生「続日本紀と古代の史書」中の「続日本紀の成立」参照。同書四八五頁以下。
- (65) 景戒は『日本書紀』の中で、奈良麻呂が僧形の絵を的として、黒眼を矢で射る練習をしたのは、これほど悪質な悪戯はない。後に奈良麻呂は天皇に憎まれ、利鋭(刀剣)で斬られた。昔の悪行は利鋭を以て殺される(処刑される)自らの運命の前兆だった、と記している。注(55)二九〇～二九二頁。もともと、この話の真偽は全く不明である。
- (66) 注(56)八六頁以下(続日本紀第四卷)。
- (67) 前掲『続日本紀』第五卷(一九九八年)二二四頁以下。天応二年八月九日、延暦と改元。
- (68) 注(53)三六四頁以下(続日本紀第二卷)。なお、養老令の獄令大辟罪条は、死刑執行の慎重さを期して、三覆奏(三度奏聞する)を原則とし、八虐中悪逆以上は一覆奏と定めている。前掲『律・令義解』令義解・三二三頁。
- (69) 注(53)三八四～三八七頁。
- (70) 注(56)二〇頁以下(続日本紀第四卷)。

### おわりに

謀反、謀叛(および内乱)について、これまで唐律一〇悪や養老律八虐の定めるところを一通りみてきた。冒頭に疑問とした掲げた二点のうち、謀反の「國家」と謀叛の「圜」の意味の違いは、前者が皇帝(天子)の別称だろうと見当がついた。今一つ、謀反の「反」と謀叛の「叛」の違いは、反が君主にそむく、叛が国から離反する、の違いだということもはっきりした。なお、国家も国も(通常は王朝を有する)古代国家という意味をもつ。このように謀反や謀叛をざっとみてきたが、元々近代日本の大逆罪・内乱罪の概念の起源を古代日本に求めるのが狙いだから、法制

史家や古代史家の研究成果を借用しながら、所期の目的はほぼ達成した。

一〇悪や八虐の謀反（や謀叛）の概念や内容を押えた上で、続いて各論として、古代日本の実例を探して、安易な方法と承知の上で『日本書紀』や『続日本紀』の記事を覗いてみた。もともと、前者の記述する範囲に一〇悪や八虐の実例を求める方が無理である。一方、律令制度盛期の正史たる『続日本紀』には、謀反の実例が幾つも収められている。そのうち目についたものを、これもざっと考察してみた。対象を『続日本紀』一つに限ったが、それでも法的処理の特徴を掴むことができた。すなわち、藤原広嗣の乱や藤原仲麻呂の乱の場合、軍事行動の最中に敵対者の処刑が行われるから、法的処理が迅速で荒っぽい。これに対して、長屋王の変や井上内親王廢后事件は無論のこと、氷上川継事件の場合でも、大宝律・養老律の定める謀反の概念や刑罰より実際の運用は柔軟である。しかし、異色なのは橘奈良麻呂の変で、朝廷が権力を掌握する平和の下で拷問の猛々しさは思わず目を覆うものがある。ともあれ、平時も戦時も律の定める謀反の概念や刑罰が権力者（や正史の編纂者）に意識されていたらしいことは、律が法的処理の規範として十分に機能していたことを示している。